

ひと、暮らし、  
みらいのために

## せみね監督署だより



発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

# 労働災害が増加して います！！

## 休業4日以上之死傷災害（1 - 10月比）



当署における労働災害が1 - 10月比で昨年と比べ21.3%増となっています。

木造家屋建築工事業では墜落、運輸交通業では荷台もしくは取引先のプラットホーム上からの墜落転落や重い荷物を持った際の腰痛、林業では伐倒した樹木による激突され、卸売小売業では転倒による骨折や交通事故、などの災害が増えています。

いずれの災害も墜落防止措置の徹底、作業手順の順守、不安全行動を行わない、足元に気を付ける、などの基本が守られていれば防げた災害です。

これから本格的な冬に入り、路面や駐車場の凍結などにより転倒しやすい環境となってきます。再度事業場内で作業手順等の再確認等を行っていただき労働災害を減少させましょう。

### 労働災害発生状況（令和2年10月末現在）

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和元年	令和2年	令和元年
休業4日以上	114	94	1770	1767
死亡	2	1	10	15

# 特定最低賃金が変わります

## 宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	825円	2. 10. 1

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 （この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。）	効力日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> <small>鉄鋼業（高炉による製鉄業、鉄鉄鋳物製造業（鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く）、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</small>	923円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末迄の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	1. 12. 15
	925円		2. 12. 15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</small>	862円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末迄の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工員若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	1. 12. 15
	864円		2. 12. 20
<b>自動車小売業</b> <small>自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</small>	890円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末迄の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	1. 12. 15
	891円		2. 12. 24

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

## (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

励行しましょう!!

- まめに 手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い